

障害福祉サービス等情報公表制度について

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

この制度は、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として創設されたものです。事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表します。

障害福祉サービス等事業者には、障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告することが義務付けられています。

(1) 報告対象となる事業者

以下のサービスの指定を受けている事業者が対象になります。（基準該当サービスは除く）

- 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む）
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助
- 指定地域相談支援
地域移行支援、地域定着支援
- 指定計画相談支援
- 通所支援（共生型通所支援を含む）
児童発達支援、医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
- 指定障害児相談支援
- 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く）
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※なお、富山市から指定を受けた障害福祉サービス等については、富山市障害福祉課へ報告することとなります。

(2) 報告の方法

事業者は、「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて報告します。

報告の方法については、要綱、リーフレット、関連リンク等をご参照ください。

- 富山県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱
- 富山県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱 別添1・別添2・別紙
- 障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内（リーフレット）

下記サイトには、情報公表システムへのログイン画面のほか、操作説明書や記入要領等が掲載されています。

障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板（外部サイト）

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pccpub/top/shofukuinfopub/>

(3) 報告内容の公表

「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて報告いただいた情報について、WAMNETのホームページ上で公表されています。

- 「障害福祉サービス等事業所」を探せます！（リーフレット）

関連ファイル

- [富山県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱（PDF：135KB）（別ウィンドウで開きます）](#)
- [富山県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱 別添1・別添2・別紙（PDF：240KB）](#)
- [障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内（リーフレット）（PDF：1,262KB）](#)
- [「障害福祉サービス等事業所」を探せます！（リーフレット）（PDF：711KB）](#)

関連リンク

- [障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板（外部サイトへリンク）](#)
- [障害福祉サービス等情報検索（外部サイトへリンク）](#)

お問い合わせ

所属課室：厚生部障害福祉課
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 県庁本館1階
電話番号：076-444-3212
ファックス番号：076-444-3494

富山県庁 法人番号 7000020160008

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
電話番号: (代表)076-431-4111

Copyright © Toyama Prefecture All rights reserved.